

令和8年度（2026年度）レストラン・シェフ等の誘致促進業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 事業名称

令和8年度（2026年度）レストラン・シェフ等の誘致促進業務委託

2 業務目的

本県は、農業産出額は全国上位であるにもかかわらず、食のイメージが乏しい状況である。また、近年は国内外からの宿泊者数は増加傾向にあるものの、国内観光客の観光消費単価（宿泊費、飲食費、買物代等）は低い水準となっている。

この状況を打開するためには、食材と消費者をつなぎ、本県の食の魅力を向上させることができる、レストラン・シェフの役割が重要である。

そこで、豊富で高品質な食材が手に入るという本県の強みを生かし、首都圏等高級レストランのシェフ等に対し、県内産地視察等を実施し、県産食材を取扱う高級レストランの誘致を促進する。これにより、県産食材と高級レストラン・シェフの卓越した技術が掛け合わせり、県産食材の高付加価値化や観光消費額の拡大につなげることで、「食のみやこ熊本県」の創造を目指す。

3 業務内容

別紙「令和8年度（2026年度）レストラン・シェフ等の誘致促進業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

5 権利

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

6 予算額

（1）予算額

3,200,000円（消費税及び地方消費税を含む、消費税率10%）を上限とする。提示額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示額と契約時の予定価格は必ずしも一致しない。

（2）対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（賃借料、資材費、通信運搬費、旅費（誘致対象者の旅費含む）、人件費、水道光熱費、食糧費、広報費、謝金等）とする。

7 企画コンペの対象者となる事業者

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加申込み期限（令和8年4月28日（火））までに、熊本県における物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格を有し、指名停止措置を受けていない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けている者。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けている者。
 - ウ 国または地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税においてそれぞれ未納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

8 実施スケジュール

項目	日程
公告（県HP）	令和8年（2026年）4月 6日（月）
質問書提出期限	4月15日（水） 正午
（※参加資格有していない者のみ） 競争入札参加資格審査申請	4月21日（火）

受付期限（管理調達課）	
企画コンペ審査会 参加申込み期限	4月28日(火) 正午
企画提案書の提出期限	5月7日(木) 正午
審査会	5月14日(木) 予定
結果通知	5月15日(金) 以降
契約内容協議・契約締結	速やかに実施
事業開始	速やかに実施
委託終了	令和9年（2027年）3月19日(金)

9 質問書の提出

今回の業務委託について質問を希望する場合は、以下の内容をご確認のうえ、質問書を提出すること。

- (1) 提出物 質問書（様式1）
※口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 熊本県農林水産部食のみやこ推進局
miyakokyokutsuki@pref.kumamoto.lg.jp
※送信後、電話にて到達を確認すること。（TEL 096-333-2874）
- (4) 受付期間 令和8年4月15日（水）正午まで
※4月15日（水）正午以降の受付については、原則不可とする
- (5) その他 質問の内容と県からの回答については、4月16日以降に質問者を匿名として県のホームページにて公開する。

10 企画コンペ審査会参加申込み

- (1) 提出物：各1部
 - ア 参加申込書（様式2）1部
 - イ 会社概要（会社概要の分かるパンフレット等）1部
 - ウ 事業者の取組に関する申出書（様式3）
 - エ 登記事項証明書 1部
法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。
 - オ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し 1部
 - カ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの） 1部
 - （ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
 - （イ）県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありません。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都

道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

キ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※ 令和8年度（2026年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記エからキまでの書類を省略することができる。その場合、別紙様式2にある「(参考)入札参加資格」欄に「○」を記入すること。

(2) 提出方法 持参又は郵送による

(3) 提出先 〒862-8570熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部食のみやこ推進局

(4) 提出期限 令和8年4月28日（火）正午必着
※郵送の場合も期限内の必着に限る

1.1 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の内容

企画提案書は、原則としてA4サイズで作成することとし、次の順で編纂すること。

番号	項目	様式等
1	表紙	様式4
2	企画提案内容 ・「基本仕様書」を確認のうえ作成すること	任意様式 (原則A4 サイズ)
3	業務行程表 ・契約から完了までのスケジュールについて、県との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、誘致営業活動、産地視察実施、実績報告書の作成など、業務の一連の流れが分かるように記入すること。	
4	見積書 ・見積明細については、別添基本仕様書「3 委託業務の内容」に定める項目ごとに内訳を記載すること。 ・消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と併せて合計金額を記載すること。	
5	会社概要 ・会社の概要を記入すること。その他、当事業と類似する過去の事業実施実績があれば添付すること。	

(2) 提出方法 持参又は郵送による

(3) 提出部数 6部（正1部、副5部）

※ 副本には、応募者が特定できるような社名・デザイン・記述等を記載しないこと。

※ 企画提案書はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

- (4) 受付期間 令和8年5月7日(木) 12時必着
※郵送の場合も期限内の必着に限る
- (5) 提出先 〒862-8570熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部食のみやこ推進局

(6) 注意事項

- ①以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。
- ・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
 - ・提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
 - ・企画コンペ参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
 - ・審査委員又は関係者に提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合
- ②提出された企画提案書の取扱いは、以下による。
- ・提案書は返却しない
 - ・提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする
 - ・提案書は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる
 - ・提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある

12 受託者の選定方法

提案書の内容等について、選考委員による審査会（オンラインでの参加を可とする）を行い、委託候補者を決定する。

(1) 審査員

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、審査員は、熊本県職員の中から、業務の関連または業務実績を考慮し、5人を選出する。

(2) 審査及び企画案の選定

①事前提出された提案書の内容について、応募者がプレゼンテーションを行い、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者（以下「委託候補者」という。）として選定する。ただし、参加申込者が多数の場合は、提案された提案書を以下の表に定める評価の視点等に基づき書類審査し、採用しうると判断された者のみを審査会参加の有資格者とする。

なお、事業者の取組に係る評価の基準日は公告日（令和8年4月6日）とする。

また、審査については、以下によるものとする。

ア プレゼンテーションは、25分（説明15分、質疑応答10分）で審査を行う。

イ あらかじめ提出された企画提案書のみを使用する。（プレゼンテーション審査時の追加資料類は受理しない。）

【評価の視点】

項目	内容	配点
1 業務実施体制	・目的を達成するために適した実施体制、スケジュールになっているか	15

	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似の契約実績がどの程度あるか、関連した契約実績があつて業務を遂行するに当たり有益な知見、情報収集能力を有しているか (特に全国の飲食業界・料理人の情報、食品仕入、出店・移住に関すること) 	
2 誘致営業活動・誘致対象者掘り起こし、選定	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的に誘致営業活動ができる方法となっているか ・熊本県産食材の魅力を十分に発信でき、本県への出店・移住が期待できる誘致対象者が提案されているか。 	30
3 市場調査及び情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市場調査は効果的に実施される手法となっているか。 	20
4 県内視察の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致対象者の使用したい食材や出店したい地域等の要望を踏まえ、誘致対象者と県内視察をマッチングさせる工夫があるか。 ・視察前打合せで、誘致対象者に理解醸成するための工夫はあるか。 ・県内視察時(生産者訪問の場合)に生産者のこだわり、食材のストーリー等を伝え産地を体感できる工夫があるか。また、試食や地元の活用方法を提案する工夫があるか。 	20
5 アンケートの実施及び事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的にアンケートを実施できる手法となっているか。 	5
6 経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費(積算単価や数量)が適切に見積もられているか。 	5
7 事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。 ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)または協力雇用主登録制度の登録があるか。 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があるか。 ・熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。 ・熊本県SDGs登録制度またはパートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。 	5
合計点		100

②審査員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×5人=500点とする。また、最低基準を50点×5人=250点とし、最低基準を満たす者がいなかった場合は、委

託候補者該当なしとし、再度企画コンペ参加者を公募し、企画を募集する。

- ③最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した審査員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、くじ引きにより決定する。
- ④審査結果については、審査会終了後、提案書を提出した者全員に速やかに通知する。
- ⑤参加登録者からの選考理由に関する問い合わせ、もしくは異議については応じない。
- ⑥契約候補者が、7の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を契約候補者とする。
- ⑦なお、応募者が1者のみであった場合においても、審査会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(3) 審査会の日時及び場所

- ア 日時 令和8年5月14日(木)(予定)
イ 場所 熊本県庁

13 委託契約の締結

県は審査会により決定した委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

14 契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金(契約金額の100分の10以上の金額)を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

15 事務局

【事務局】熊本県農林水産部食のみやこ推進局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL 096-333-2874

担当 鶴田、川口

メール miyakokyokutsuki@pref.kumamoto.lg.jp

16 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 審査会の参加申込後に、辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式5)を提出すること。
- (5) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるため、了承のうえ応募

- すること。
- (6) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。